

共生・公正・創造



# 東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

## 【シリーズ8】

### セクトネーム = 「南雲 巴」こと古参党員坂入充氏と現大宮地本副委員長の濃厚な革マル性

詳細は拙著『もう一つの未完の「国鉄改革」』で述べてあるが、坂入充氏が南雲巴というセクト名を持ったJR革マル幹部であったことは明白な事実である。

まず、平成12年11月3日発生「坂入事件」が表に出たのは、11月13日付『JR総連通信』（第435号）が「革マル派による坂入さん拉致・監禁を許すな！坂入さんをただちに返せ！」と題して、革マル派によるJR東労組OB坂入充氏拉致・監禁事件の概要を公表したからだ。

更にJR総連は同月16日、都内のホテルで緊急記者会見まで開き、「坂入さんも奥さんも革マル派とは一切関わりがない」と断言、「坂入革マル説」を明確に否定した。

ところが、その後党革マル派がJR総連・東労組内部の同派組織の存在を次々と暴露し、「JR労研中央幹事会事務局長としての南雲は、……同時に党員としては、党中央に対して隠然と反抗し続けてきた反党陰謀分子なのであって、その責任を問うことは、労働組合レベルの問題ではなくしてわが党に固有の問題なのである」（革マル派発行図書『連合型労働運動に抗して』p.127）とか、「古参党員・南雲との討論」、「南雲はずかしながら古参党員の一人である」<2000年12月11日付革マル派機関紙『解放』（第1648号）の中の記述>などと、坂入充（=南雲巴）氏が革マル派秘密党員であったことを具体的に発表するに及んで、JR総連は「坂入氏は過去、革マル派の運動に関わったが、現在はそれと明確に決別し、かつ革マル派を批判する立場だったのである」（12月15日付JR総連文書『坂入さん監禁を自認した革マル派の「戦闘宣言」に対するJR総連の態度』）と、11.16「緊急記者会見発言」を微妙に修正した（傍線筆者）。

しかし、この修正にさえも大いに疑義がある。

なぜかというところ、「坂入充=南雲巴」であることについては、11.16「緊急記者会見」の場で、JR総連自身がはっきりと認めているのである。

そして、同年6月26日付革マル派機関紙『解放』には執筆者・南雲巴名で「動労型労働運動の伝統を甦らせよ！」と題した長大な論文が掲載されたという事実があるのだ。

ということは、事件発生4ヵ月前時点の「南雲巴」こと坂入充氏は、革マル派中央から党機関紙『解放』に長大論文の執筆を委託されるほど高ランクの古参党員だったことは確かなのである。

だから僅かその後4ヵ月の期間に、JR革マル派の中核組織と考えられているJR労研中央幹事会事務局長の要職にもあった坂入氏が「革マル派と明確に決別した」というJR総連の主張には全く合理性がない。

党革マル派に教示されるまでもなく、客観的事実の検証から“拉致事件”当時の「坂入氏は高位の革マルである」という結論が容易に導き出せるのである。

また、「浦和電車区<脱退・退職強要>事件」の被告の一人である梁次邦夫東労組大宮地本副委員長についても、次のように濃厚な革マル疑惑が語られている。

<JR東日本労政『二十年目の検証』37ページから38ページより抜粋>

# 民主化の声・声・声・・・

2005.10. 5 その8

## 長野地本委員長、執行権停止！

注目されていた9月20日の東労組本部第4回中央執行委員会の結果であるが、東労組本部組織部情報 23によると、同日付で中央本部指令第11号を発出したようだ。

### 東労組中央本部指令第11号！

1. (長野地本委員長) 峰田尚男君に対して次期中央委員会で制裁申請を行う
2. 「組織運営上、重大な支障がある」と判断し、(峰田君の) 執行権停止とする
3. 本日より制裁審査委員会答申までの間、組合員権の一部を停止する
4. 峰田尚男君の専従を解除する<10月1日> (峰田委員長を除く4名が専従指定)
5. 峰田尚男君は中央執行委員会の許可なく、本部事務所、長野地本事務所および長野地本管内の組合事務所への立入りを禁止する
6. 長野地本は速やかに執行委員会を開催し、委員長代行を決定し組織体制の確立を図ること
7. 長野地本は決定した執行委員長代行のもと、11月30日までに臨時大会を開催すること
8. 各地本は各機関、全組合員に周知し、組織の団結を強化すること

これに対し東労組長野地本は、松本支部の情報紙「達観 20」で、『こんな労働組合でいいのか！力でねじ伏せる本部に断固抗議する。私たち組合員が選んだ委員長を制裁にすることは認められない』と本部批判を強めている。

一方、新潟地本も同指令で『専従申請のあった渡部副委員長は、「小説労働組合」(谷川忍著)の斡旋宣伝活動をした事実により専従不的確とし、専従指定は行わない』とする決定が下されたようだ。(新潟は1名減の5名専従体制に)

これに対し東労組新潟地本は9月20日、第4回執行委員会において、「渡部執行副委員長の専従未指定についての見解」を出し、『独善的で組合民主主義の否定だ』と本部批判を強めている。ところで、渡部副委員長が斡旋したという本であるが、東労組は8月24日の第3回中執で、組織破壊本と規定したようだ。くすぶり続けるJR総連・東労組の内部抗争ではなく、自由にモノが言える職場をみんなでつくろう。

民主化の声・声・声・・・(続く)

ジュエール東日本労働組合青年女性委員会機関紙  
 ジュエール東日本労働組合青年女性委員会  
 2005年7月7日 第27号  
 発行責任者 上野 謙広

<http://honesage1.nifty.com/R-FBND/> 携帯電話用 <http://honesage1.nifty.com/R-FBND/1.htm>  
<http://www.1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HU/>

「一企業一組合」は  
 理想であって  
 規則ではない。  
 惑わされるな！

< JR 東日本ユニオン青年女性委員会機関紙「青女魂」より >